

我が子を交通事故から守る！

保護者用

高校生になると自転車乗用中の事故が増加しています！

- ① 対**乗用車**の事故死傷数は、約**3.4倍** ② 対**歩行者**の事故死傷数は、約**2.3倍**



※①②ともに60%以上が登下校中の事故となっています！

「交通事故総合分析センター」の全国調査(2016年)より

交通ルールをお子さんとともに確認してください！

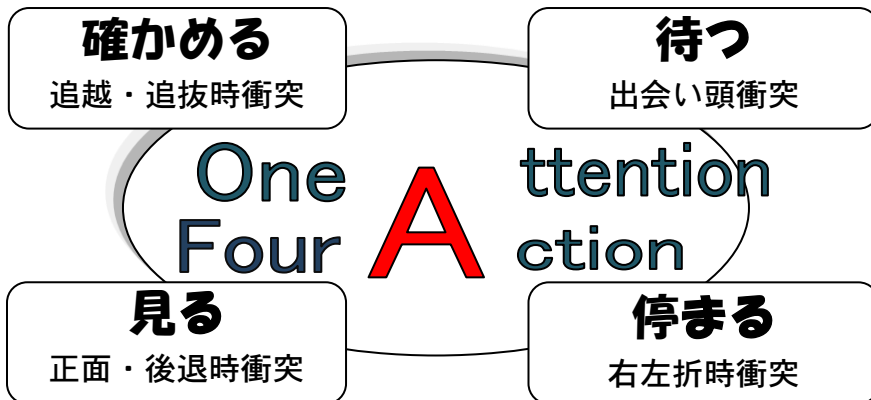
歩道(路側帯を含む)での事故が発生しています！

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

- 1 車道は左側端を通行
- 2 路側帯は左側を通行
- 3 歩道(通行が可能な場合)は歩行者優先、車道寄りを徐行
- 4 横断歩道は歩行者優先、自転車横断帯を横断



「...かもしれない？」の**注意一つ**と



四つの行動で交通事故は防げます。

我が子を加害者にも被害者にもさせない！

高校生が加害者となった例（高額損害賠償例）

事故の概要	賠償金額
自転車で車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性（24歳）と衝突し、男性は 重大な障害 （言語機能の喪失等）が残った。	9,266万円

“万が一”の時のために

加害者になってしまった場合の損害賠償に備えるための保険には様々なものがあります。現在御加入の保険の補償対象や補償金額を確認してから加入されるとよいでしょう。

＜参考例＞

- ① 自転車による加害事故の損害賠償に特化した自転車保険
- ② 高校生本人のケガ、育英費用等も含めた生活全般を補償する総合型保険
- ③ 現在御加入の自動車保険や、火災保険等に付いている個人賠償責任保険特約（家族が自転車事故の加害者となった場合の損害賠償金を支払えるもの）
- ④ 自転車安全整備店で点検・整備（有料）を受けたときに貼られるTSマークの付帯保険

区分	傷害補償		賠償責任補償
	入院15日以上	死亡・重度後遺障害（1～4級）	死亡・重度後遺障害（1～7級）
青色TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
赤色TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 1億円

平成29年10月1日から赤色TSマーク付帯保険の補償内容が変わりました。詳細はホームページを御覧ください。



※ 赤色TSマークについては、入院15日以上の場合、一律10万円の被害者見舞金が補償されます。

名古屋市の条例で自転車損害賠償保険等への加入が義務化（平成29年10月1日施行）

名古屋市内での自転車利用者及び自転車を利用する未成年の保護者は自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

自転車通学をするにあたって

- 自転車の点検・整備
- 通学路の危険箇所をお子さんと確認
- 登校にかかる時間をお子さんと確認（時間に余裕をもって登校）

四ない運動について

愛知県教育委員会では、「四ない運動」を推進しています。

○バイクの免許を取らない ○バイクを買わない ○バイクに乗らない ○バイクに乗せてもらわない